**平成２２年（フ）第４６７号**
埼玉県草加市松原２丁目Ｂ36番101号
債務者　石川　嘉彦
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小木　　出
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２２年（フ）第３８７号**
相模原市中央区矢部１丁目３番12―304号
債務者　池田　祐子（旧姓川畠）
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　徳久　京子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月16日午後３時40分
5　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２２年（フ）第６７９号**
熊本市健軍本町28番28―801号
債務者　菅原　孝文
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津留　　清
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２２年（フ）第３６１号**
福井市和田２丁目310番地
債務者　西村　尚規
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井花　正伸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月18日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第１６９３号**
名古屋市中川区上脇町２丁目146番地　ヒロタマンション３Ｄ号
債務者　小松　紀子
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水越　　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第２６３３号**
愛知県あま市森４丁目２番地13　シャトーイサム201号
債務者　井上　　愛（旧姓滝川）
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市川洋一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月19日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２２年（フ）第２１６４号**
福岡県古賀市花鶴丘１丁目10番14―804号
債務者　榊谷　　忠
1　決定年月日時　平成22年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第６１４号**
熊本市九品寺１丁目９番12―506号
債務者　加藤　皇太
1　決定年月日時　平成22年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２２年（フ）第４１０号**
函館市柏木町35番17―302号
債務者　笠井七七子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
函館地方裁判所

**平成２２年（フ）第１５８号**
岐阜県揖斐郡大野町大字黒野1964番地　サニーウイング大野参番館102
債務者　加賀沢容子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

**平成２２年（フ）第２２９号**
奈良県吉野郡東吉野村大字小川89番地
債務者　岩本浩世こと　田川貴代佳(旧姓岩本)
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２２年（フ）第２５７号**
奈良県香芝市磯壁４丁目146　ファミール上田201号室、住民票上の住所奈良県香芝市五位堂６丁目78番地の１　第３寿荘３号
債務者　岡崎　昭子
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２２年（フ）第３３４号**
奈良県橿原市西池尻町330番地の１　グランドゥール廣田101号、前住所奈良県橿原市光陽町12番地の４
債務者　渡邊　　友
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２２年（フ）第３３９号**
奈良県橿原市西池尻町168番地の４
債務者　坂田　治代
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２２年（フ）第３５７号**
奈良県橿原市上品寺町２番地の１　ウィルコート八木703号
債務者　西村　朋子
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２２年（フ）第３６２号**
奈良県北葛城郡河合町大字大輪田1863番地２
債務者　松森　基行
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２２年（フ）第３６９号**
奈良県大和高田市東中２丁目10番２号
債務者　金原政美こと　高　　政美
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係